



海老名市告示第186号

地区計画等の原案を作成したので、海老名市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第38号）第2条の規定により、次のとおり告示し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間以内に、意見書を提出することができる。

令和8年8月28日

海老名市長 内 野



1 地区計画等の原案に係る種類及び名称

海老名都市計画地区計画 海老名駅駅間地区地区計画

2 地区計画等の原案に係る位置及び区域

（1） 追加する部分

なし

（2） 削除する部分

なし

（3） 変更する部分

海老名市上郷字大田切、扇町及びめぐみ町地内

3 縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年8月28日から同年9月11日まで